

2017年度 大学院奨励研究員研究報告書

研究科委員長印

印

2018年 3 月 2 日

関西学院大学学長 殿

奨励研究員

氏 名	藤田 直樹	印
-----	-------	---

指導教員

所属・職名	商学部・教授	
氏 名	井上 達男	印

以下のとおり、報告いたします。

研究課題	退職給付会計の研究：歴史・理論・実証
採用期間	2017年 4月 1日 ～ 2018年 3月 31日

研究科受付印

教務機構受付印

提出先： 教務機構事務部

研究発表状況（奨励研究員採用期間内に発表したものおよび、近く発表予定のもの）

（１）学会誌等への発表（著者、発表論文名、学会誌名、巻号、発表年月、掲載頁等）

雑誌論文	著者名		論文題目			
	雑誌名			巻号	発行年月	掲載頁

雑誌論文	著者名		論文題目			
	雑誌名			巻号	発行年月	掲載頁

図書	著者名		論文題目			
	書名			発行年月	頁	
					総頁：	
		担当箇所：				

※論文題目：共著の場合の担当部分のタイトル

（２）学会発表（口頭・ポスター：学会名、開催地、発表論文名、発表年月日等）

学会名		開催地	
題目		発表年月日	

学会名		開催地	
題目		発表年月日	

学会名		開催地	
題目		発表年月日	

研究経過状況（3000字程度）

2017年度春学期に課程博士候補者試験（公开发表）で博士論文の概要報告を行い、同年秋学期に博士論文を提出した。その後、審査を経て博士（商学）の学位授与が確定した。その研究成果を報告する。

現代の退職給付は、従業員が行った勤労の対価の後払いと考える「賃金後払説」に基づいている。「賃金後払説」に基づいた退職給付は、企業側と、従業員や投資家等利害関係者側との両面から捉えることができる。企業は勤労を行った従業員に対する給付を将来行うために負担する債務を明確にする必要がある。一方、退職給付に関する情報は利害関係者にとって知る必要のある情報である。退職給付は従業員にとって退職後の生活に必要な資金であり、既に行った勤労に対する債権である。また、退職給付は外部積立機関により市場で運用され、投資家が注目する情報である。退職給付に関する会計情報が投資家の意思決定に有用であることを検証している先行研究は多数ある。財務報告の目的には、投資家等の利害関係者の意思決定に有用な会計情報を提供することが挙げられる。退職給付会計では、退職給付の積立状況を報告することが求められる。退職給付の積立状況は、退職給付債務と外部積立機関の年金資産に基づいて財務報告される。利害関係者が企業の退職給付の積立状況を把握するためには、本体情報だけではなく注記情報も考慮する必要がある。近年では、退職給付に関する財務報告の改善を目指してさらに議論が進んでいる。

なお、外部積立の企業年金制度は確定給付型と確定拠出型に分類できる。このうち、確定給付型の企業年金制度は、企業が従業員への給付や市場での年金資産運用すべてを負担するので、企業の退職給付に関する積立状況の開示が重要な会計上の問題となる。このため、本研究は確定給付型の企業年金制度における退職給付の積立状況を巡る次の3つの問題を解明することを課題としている。それは、①「退職給付債務概念の範囲」、②「退職給付費用に関する財務諸表本体への反映方法」、③「本体情報VS注記情報」、の3つである。

①「退職給付債務概念の範囲」は、先行研究で3つの退職給付債務概念から検討されてきた。それは、従業員の年金受給権確定部分のみを退職給付債務と捉える確定給付債務（VBO）、VBOに受給権未確定部分を含んだ累積給付債務（ABO）、ABOに将来の昇給部分を含んだ予測給付債務（PBO）である。しかしながら、将来の昇給部分は昇給方法の違いから定期昇給部分とベースアップの2つに区別できる。本研究では将来の昇給部分を2つに分けて退職給付債務概念を検討した。

②「退職給付費用に関する財務諸表本体への反映方法」は、退職給付債務と年金資産の各会計期間における変動要因を純利益とその他の包括利益（OCI）のうちどちらに反映するかに関わってくる。近年、純利益と包括利益のうちどちらを重視すべきかで議論が行われてきた。OCIは包括利益と純利益との差額である。米国と日本では従来から純利益が重視されてきたが、近年では包括利益を重視してきた国際会計基準でも、純利益が重要視されるようになってきている。米国、国際会計基準、日本の現行の退職給付会計基準を比較すると、純利益に反映される範囲が異なる。このような違いがあるのは、OCI項目のリサイクリングに関する取り扱いが異なることによるものである。米国、国際会計基準、日本の退職給付会計基準では、数理計算上の差異がOCIに含まれる点で共通している。しかしながら、OCI項目のリサイクリングに関する取扱いは異なるため、純利益に反映される数理計算上の差異の範囲が異なる。本研究では数理計算上の差異に関するリサイクリングを重点的に研究した。

③「本体情報VS注記情報」は、財務諸表のうち本体と注記のうちどちらに反映されるかにより、各構成要素の情報の有用性が異なる可能性がある。日本で2012年に公表された企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計」（2012））では、過去勤務費用と数理計算上の差異の未償却額である未認識債務の会計処理が改正された。「退職給付会計」（2012）導入前は未認識債務が発生した時に連結財務諸表注記に反映され、費用処理時に初めて連結財務諸表本体に反映された。一方、「退職給付会計」（2012）導入後は未認識債務が発生した時に連結財務諸表本体に反映されるため、未認識債務発生時の連結財務諸表本体への退職給付の積立状況に関する反映範囲が拡大した。「退職給付会計」（2012）導入後、退職給付の積立状況はすべて財務諸表本体に反映される。これは、「退職給付会計」（2012）導入前の本体情報とは異なる点である。しかしながら、「退職給付会計」（2012）導入後の会計期間において、導入後の退職給付の本体情報が導入前の本体情報よりも有用だという実証的な証拠は未だないため、この点について検証した。

本研究は、上記3つの問題の起源となった米国、国際会計基準、日本における退職給付会計基準変遷の歴史的な考察から始め、退職給付の積立状況を巡る残された問題について理論的検討と実証的検証を行い、最終的に日本にとって望ましい退職給付の会計処理

を考察した。

本研究の貢献は次の7点である。

第1に、米国、国際会計基準、日本における現行の退職給付会計基準に至るまでの変遷を時代背景による影響を考慮して考察し、解決された問題点と残された問題点を明らかにした。米国では従業員確保、団体交渉、エリサ法(ERISA)制定、インフレ、ERISA改正が退職給付会計基準に影響を与えた。国際会計基準では国際会計基準委員会(IASC)設立、証券監督者国際機構(IOSC0)のIASC支持、コア・スタンダードの必要性、国際会計基準審議会(IASB)による会計基準の国際的なコンバージェンスが退職給付会計基準に影響を与えた。日本では「退職積立金及退職手当法」、バブル崩壊、会計基準の国際的なコンバージェンス、確定給付企業年金制度設立が退職給付会計基準に影響を与えた。

第2に、各会計基準設定機関で望ましい退職給付債務概念を検討するにあたり、将来の昇給部分を定期昇給部分とベースアップに分けて検討し、ベースアップには企業が避ける自由裁量の余地があることを明らかにした。望ましい退職給付債務概念はAB0に定期昇給部分を加えたPB0である。ベースアップを退職給付債務概念に含めるには過去にインフレにより賃金表を改訂してきた等の客観的な状況が必要である。

第3に、日本においてIASBのように過去勤務費用発生額を発生時の会計期間の純利益に全額反映したとしても、過去勤務費用償却額を純利益に反映する「退職給付会計」(2012)の開示を大きく上回るような会計情報を提供できない可能性を示した。

第4に、日本においてIASBのように数理計算上の差異を一切純利益に反映しない場合に、「退職給付会計」(2012)の開示を大きく上回るような会計情報を提供できる可能性を示した。

第5に、日本において数理計算上の差異のリサイクルリングを行うことを前提にした場合、数理計算上の差異償却額を純利益に反映している「退職給付会計」(2012)の会計処理が数理計算上の差異全額を発生時に純利益へ反映する会計処理よりも有用な会計情報を提供できる可能性を示した。

第6に、「退職給付会計」(2012)導入後の会計期間において、改正前の本体情報と注記情報を分離したモデルの株価説明力と、改正後の本体情報のモデルの株価説明力との間に大きな違いはなかった。

第7に、「退職給付会計」(2012)導入後の会計期間における本体情報の比較で、改正後の本体情報の有用性の方が高い可能性を示した。

以上